

“談合”してもペナルティは半分以下に??

——業者が泣きつけば、なんとかする千葉県——

全国知事会は平成 18 年 12 月 18 日に“談合”防止のための指針を出し、ペナルティの強化を指示しました。①入札談合に係る違法、不正行為を行った場合はすくなくとも 12 カ月以上入札参加を停止。②違約金特約の額を“契約額の 20%以上”とする等の厳しい措置を講ずるべき。と

千葉県もその内容で対応することで、談合が行われな
いように入札を実施してきました。

しかし、平成 26 年 2 月、公正取引委員会は千葉県の
発注する土木一式工事および舗装工事の入札に際し独禁
法 3 条違反の行為が行われている（35 社の間で）事を
指摘し“排除措置命令”と“課徴金納付命令”を出しました。

平成 21 年 4 月以降、山武地域の業者が 200 件以上の談合を続けていたとの
こと。（森田知事になった H21 年以降ず〜と）

公取の命令書によれば、入札への参加指名を受けた業者は『社団法人千葉県建設業協会・山武支部』に連絡し、入札開始日前に『山武建設業会館』内の会議室で開催される会合に参加。話し合いにより受注予定者を決定していたのです。

公正取引委員会は 30 社に対し排除措置命令を、20 社に対しては課徴金納付命令（20 社総額で 2 億 2352 万円）を発しました。

公取の決定を受けて千葉県は平成 26 年 2 月 5 日、①30 の業者に 6 カ月の指名停止、②建設業の営業停止処分 30 日間、③賠償金請求：契約金額の 20%（9 億 7245 万円）のペナルティを課しました。

ところが平成 28 年 2 月 24 日に、談合の元締め親に当たる『千葉県建設業協会』から“20%のペナルティを減らして分割にしてほしい”との請願が出され、自民党等の賛成でこれが千葉県議会で採択されました。

この請願に呼応したのかどうかは分かりませんが・・・山武の当該事業者が民事調停を申請しておりました。そして今回 12 月議会の議案第 24 号として、

“千葉簡易裁判所による損害賠償金弁済協定調停案「ペナルティ（賠償金）を 20%から 8%に、10 年間の分割で支払う」を受け入れる”と言った議案が県当局から出されました。

20%9 億 7245 万円を 8%3 億 3398 万円にすることで千葉県は 5 億 8347 万円放棄するとのこと???

県発注の公共事業での贈収賄・談合など違法な事案や契約の不透明さ非合理性を是正すべく公取委員会も談合を厳しくチェックするし、そして何よりも自づから全国知事会は“談合”を無くするためにペナルティを厳しくしたのです。其のルールを自づからの手で壊して“談合やっってください”と言わんばかりの議案に私たちは反対しましたが、自民党等が賛成し可決してしまいました。何のためのペナルティなのでしょう？

千葉県森田県政の恥であると同時に千葉県議会の恥です。

